尋常小學

國民修身篇

六

検定申請本

K120.1
46
7

K120.1
46
7

露光量調整、重複撮影

井上哲次郎校閲
赤沼金三郎編纂

尋常小學國民修身篇

版權所有

勅諭大意

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし

一軍人は禮儀を正くすべし

一軍人は武勇を尚ぶべし

一軍人は信義を重んずべし

一軍人は質素を旨とすべし

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすべからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠

露光量調整、重複撮影

井上哲次郎校閲
赤沼金三郎編纂

尋常小學國民修身篇

版權所有

勅諭大意

一軍人は忠節を盡すを本分とすべし

一軍人は禮儀を正くすべし

一軍人は武勇を尚ぶべし

一軍人は信義を重んずべし

一軍人は質素を旨とすべし

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすべからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠

ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき心たに誠あれは何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生擧りて之を悅ひなん朕一人の懌のみならんや

明治十五年一月四日

御名

尋常小學國民修身篇卷六

井上哲次郎　校閲
赤沼金三郎　編纂

第一課　至誠

至誠は、品行の骨子にして、萬善の源頭なり。忠孝仁義の行も、至誠の心より出で、

正心修身の工夫も、至誠の心にもとづくものなり。

至誠の心とは、本然の性に從ひて、自ら欺くことなきをいふ。

人は、美しき色を好み、悪しき臭を悪むが如く、善をば好み、悪をば悪むものなり、

これを本然の性といふ。

人には、本然の性あれども、又人欲の私ありて、知りつゝ悪を行ふことあり、これを自ら欺くといふ。

君子は、言行を慎むのみならず、心の中より慎みて、かりそめにも、悪しき事をば思ふこと

なきものなり。

小人は、人の見ざるところにては、不善の行をなし、人に見らるゝ時は、これをかくすものなり。されども、不善の行は、必ず人にさとらる、假令ひ人にさとられずとも、自ら快からぬものなり。

第二課

許衡の菓を取らざりし話

昔、支那に許衡といふ大學者ありけり。衡、少かりし時、南國に遊びて、路傍に憩ひしが、梨樹ありて、其實熟したり。旅人の、こゝに憩ひしものは、

皆爭ひて これを取りしが、衡一人は、手をも觸れずして曰く、「我の所有にあらぬものを取るは、義にあらず。」といひけり。

旅人等、「世亂れて、里人、四方に散ず、此樹に主なし。」といへば、衡曰く、「此樹には、假令主なきも、我が心には、獨り主なからんや。」といひけるに、聞くもの皆愧ぢたりしとぞ。

許衡の如きは、内心を欺かず、外人を欺かずといふべし。

第三課　改過

過は、大賢といへども、免れざる所なり。唯、其大賢たるを害せざるは、其よく改むるが爲めなり。

過を改め、善に遷るは、德に進むの工夫にして、非を知り、過を改むれば、遂に過なきに歸すべし。

常に、わが身を省みて、その過を知り、既に其過を知らば、速にこれを改むべし。

惡しき事に久しく染みぬれば、遂には、習慣となりて、改めがたきに至るものなり。

過を恥ぢていつはりかざるは、自ら欺き、人を欺くものにて、

更に過をかさぬるにひとしく、いよ〳〵罪ふかきわざなり。古語に、「過を改むるに吝なることなかれ。」といへり。

第四課

司馬温公の過を改めし話

司馬温公、幼き時、胡桃を持ち

けるが、温公の姉、その皮をむかんとせしに、むけざりければ、その まゝ 棄置きぬ。その後、下女 來りて、これに湯をそゝぎて、たやすく皮をむきけるが、姉 また 來りて、これを問ひけるに、温公、「われ、自らむきたり。」と答へけり。

溫公の父、これをきゝて、「汝何故に妄語するや。」と責めければ、溫公、犬に悔いて、これより、終身、いつはりをばいはざりしとぞ。

第五課　恭敬

人と交るには、常に禮儀を正しくし、恭敬の心を忘るべからず。恭敬の心なければ、禮儀も、うはべの飾となりぬべし。

恭敬の心、怠惰の心に勝つものは、吉にして榮え、怠惰の心、恭敬の心に勝つものは、凶にして滅ぶべし。

内に恭敬の心あるものは、自ら容貌辭氣にあらはれて、端莊嚴肅となり、他人に尊敬せられ、永く親愛の情を保つものなり。

第六課　天智天皇の藤原鎌足を知り給ひし話

天智天皇は、皇子たりし時、中大兄と申し奉れり。ある日、皇子は、蹴鞠の會にのぞませられけるが、如何

なるはづみにや、皇子の履ぬげけり。

この時、會につらなりし人々は、ひそかに嘲りしが、藤原鎌足は、進み出でゝ、皇子の履を拾ひ、跪きてこれを奉れば、皇子も亦、跪きてこれを受け給へり。

皇子は、この時より、始めて鎌足を知り給ひて、互に心をうちあけ、謀を合せて、奸臣入鹿を誅したまへり。其後、皇子位に即き給ふに及びて、鎌足は、大織冠の位にのぼりたり。

第七課　謙退

君子は、自ら卑ふして、人、益これを尊び、小人は、自ら高ぶりて、人、愈これを賤むものなり。古人の句に、

さがるほど、其名はあがる、藤の花。

とあり、味いと深し。

人は、我が身を重く思誤りて、我が身の過をば見出さぬものなり。故に、人の病は、高慢の二字にあり、この心起れば、自ら足り、人を侮り、學を修め、德に進むことを能はざるものなり。

廣く人に交り、智德を進めんと思ふものは、自ら謙退して、

人に誇らず、我が身の缺所そば、人に尋ねて、其忠告を聞き、我が知らぬ事そば、知りたる人に尋ね問ふべし。諺に、「問ふは、一時の恥、問はぬは、末代の恥。」といふことあり。

第八課

源義家の人に學びし話

源義家、十二年の合戰の後、物語をなしけるを、大江匡房、よく〳〵聞きて、「器量はかしこき武者なれども、猶、軍の道そば知らぬ人なり。」とひとりごとにいはれけり。

義家のとも人、これを聞きて、怒りて義家につげければ、義家、「定めてさあらん。」といひて、やがて、弟子になりて、學問せられけり。

その後、合戰の時、一列の雁、田におりんとしけるが、俄に驚きて、列をみだりて飛去りけり。

義家、「さては、先年、師の教へたまへることあり、この野に、必ず伏兵あるべし。」といひて、手を別けて、三方を取圍めば、あんの如く、三百餘騎の伏兵ありて、激しく戰ひけるが、かねてさとりぬることなれば、敵の

軍、やぶれにけり。

義家、人に語りて、「さきに、師の一言無からましかば、あぶなからまし。」とぞいはれける。

第九課　報恩

恩を思ひ、義に報ゆるは、當然の道なり。恩を受けてこれに報いざるものは、白晝の盜人の如し。禽獸なは恩を知る、人にして禽獸に如かざるべけんや。

君子は、恩義のために身を忘れ、命をなげうち、小人は、利欲の爲めに恩を忘れ、義を棄つ。

安りに人より恩を受くることなく、既に受けたる恩は、忘るゝことなく必ずこれを報ゆべし。

第十課

茶童の恩を報ひし話

昔、福島正則といふ手あらき大將ありけり。ある時、近習の士、僅のとがありしを、城内の櫓に押しこめ、食物を與へずして、餓死しめんとせしに、一人の茶童ありて、ひそかに、毎夜、食物を差入れけり。

程へたる後、正則、櫓に行きしに、彼の人の顔色、衰へざりし

かば、はじめて、茶童のなせしことを知り、大に怒りて茶童を二つ切りになさんとせり。

この時、茶童少しもさわがず、「われさきに、殺さるべき事のありしに、かの人の申開きによりて、思ひがけなく、命

をながらへたれば、今、其恩を報いんため、毎夜、しのびて燒飯をはこびぬ。」と答へけり。

正則、これを聞きて、怒れる眼に感涙を流し、即坐に、近習の罪を宥め、茶童をば賞したりしとぞ。

報恩のまことあれば、かゝる

手荒き大將をも感ぜしむ。君父の大恩は、一時の罪をまぬかれしたぐひにあらず。よくこの大恩に報いなば、誰か感ぜざるものあらんや。

第十一課　堪忍

堪忍は、人に交るの道にして、

忍怒は、事を敗るの本なり。

人の行、我が心に合はざるものありとも、能く堪忍するときは、人と逆ふことなかるべし。

堪忍の心なきものは、小事に人と爭ひ、仲を惡くする

故に、人の交和ぜず、一家の内も親睦せざるものなり。人の、我に無禮をなしたる時、よく堪忍して怒らざれば、人も其無禮を悔いて、再び無禮をばなさゞるものなり。故に、和げば仇なく、忍べば辱なしといへり。

人の過をば、我が身に引きくらべて堪忍すべし。忍ぶは、心の寶にして、忍ばざるは、身の殃なり。

第十二課

加藤嘉明の堪忍なりし話

加藤嘉明は智勇を兼ねたる

名將　なり。　ある　日、客　を
もてなしける　とき、極めて　愛せる
茶碗　十個　を　出しける　が、給仕
の　もの、過ちて　其　一個　を
こはちけり。
給仕　は、大に　懼れて　罪　を　わび
ける　が、嘉明　は、少し　も　怒れる
色　なく、「過　は、人　の　常　なり、

改むれば　罪　に　あらず。」　と
いひて、深く　責めず、のこり　の
九個　を　ば、みな　うちこわし、この
こと　を　忘るゝ　ため、その　もと
を　たちて、自ら　戒む　と　いひて、
これ　より、また　器物　を　あいせ
ざりし　とぞ。

第十三課

仁愛

人は、仁愛の心深くして、實情あるべきことなり、人としてなさけ心のなきものは、木石に同じかるべし。

親戚故舊とは、殊に親愛して、互に相助け、其困窮するを見ば、力を盡してこれを救ふべし。

我が親戚故舊を愛する心を推して、博く人を愛し、物を憐むを仁といふ。仁は、善行の宗なり。

仁心あるものは、小蟲と雖も、無益に殺すことなく、畜類と雖も、殘酷には取扱はぬ

もの、なり。

第十四課　范仲淹の故舊に厚かりし話

昔、范仲淹といふ人、ある日、其子堯夫を遠方にやりて、舟にて麥を取らしめけるが、堯夫、途にて、故き知人の、

三度かさねて喪に遭ひ、未だ葬ることあたはざりしを見て、麥五百石ながら、皆これに與へたり。

堯夫、歸りて父に見えしに、仲淹、先づ途にて知人に遇はざりしやを問ひければ、堯夫、知人の、難儀せしことを

語るに、仲淹、何ぞこれに、麥舟を與へざりしやといへり。

堯夫、既にこれを與へぬといへば、仲淹大に賞したりしとぞ。

第十五課　公益

人は、一人にてくらすことを得るものにあらず、必ず數人相集りて、互に力を合せ、事を共にして、始めてくらし得るものなり。

人々、互に相親みて、其職業を勵み、世上一般の利益を增さんことを圖るときは、人々の生活は、益完全に

なるものなり。これを名けて公共の心といふ

公共の心なきものは、世に生れたりとも、世のために一の利益をも爲さずして、却りて害あることなれば、禽獸草木の、世用を助くるにも如かずといふべし。

第十六課

伊能忠敬の土地を測量せし話

伊能忠敬は、下總佐原の人にて、夙に天文曆算の學を好み、晩年、都に出でゝ測量の術を研究せり。

寛政十二年、幕府の命を受けて、

陸奥を經て北海道に下り、其沿海を測量して、地度を定めたり。

其後、更に命を受けて、全國の官道・幷に

に沿海を測量し、二十年の間、四方に奔走して、勞苦を厭はず、孤島小嶼まで殘りなく實測して、沿海實測圖と沿海實測錄とを大成し、これを幕府に獻ぜり。

我が國、德川氏の時に至るまで、地理に精しきものなかりしが、

忠敬の出づるに及びて、大なる進歩をなせり。其後英人の始めて我が國に來りしとき、忠敬の圖を見て、其測量の精確にして、地圖の詳密なるに驚きたりといふ。

今日、測量の術大に進みたれ

ども、測量に從事するものは、皆忠敬の實測圖に據らざるはなし、以て忠敬の、測量に精くして、公益を廣めたることを見るべきなり。明治十六年、朝廷、其功を賞して、正四位を贈られたり。

第十七課

勉強

凡世間に、勉めずして成るといふ事業なく、又勉めて成らずといふ事業なし。始めは成るまじと思ふ事業も、勉強の功を重ぬれば、遂には、成就するものなり。

幼き時より勉強して、習慣となる時は、勉強そば苦勞と思はず、却りて快樂となすに至るべし。

古今の大學者も、一時に大學者となりしにはあらずして、皆勉強の功を積みて、漸々に進みたるものなれば、天才ありとて怠るものは、天才なき

ものに劣るべし。

人の一たびにて成せし事は、己これを百たびなし、人の百たびにて成せし事は、己これを千たび勉むべし。此の如く勉めて已まざるときは、愚なる人と雖も、必ず學問を成就して、天才あるものにも優るべし。

第十八課

物茂卿の勉強せし話

物茂卿は、幼き時より遠大の志あり、其家、農家漁戸の間にありて、師友に乏しかりしが、茂卿は、學問を好みて怠らざりけり。

茂卿は、家貧くして書籍とては、大學註解一冊のみなりしが、力を用ゐてこれを研究し、書を讀むに、暮に

向へば、簷際に出でゝ讀み、簷際にて見えがたきに至り、燈火にむかひてこれをつゞけ、深夜に及ぶまで讀書せしといふ。

茂卿、既に學問を成就せし後とても、尚一日も怠ることなく、ある歳元旦に、其門人、

年賀に赴きしに、茂卿は、机によりて、兵書を讀み居りて、新年を知らざるものの如くなりしかば、門人は、年賀を陳べ得ずして歸りしとぞ。

第十九課

義勇

人の恩を受け、人の祿を食むものは、その人の難あるに當りて、これに報ゆること、當然の道理なり。危きに臨みて懼れず、義に當りて其身を惜まざるは、君子の變に處するの道なり。

我が國の臣民は、皇室の惠を受け、國家の恩に

浴する　こと　ことに　深き　故に、一旦　事　ある　に　當りて　は、義勇　の　心　を　勵まし、其　身　を　惜まず　國難　に　當る　の　覺悟　ある　べき　こと　なり。

義勇　の　心　は、戰時　に　のみ　あらはるゝ　もの　に　非ずして、平生、學問　を　勉強する　際　にも、

あらはるゝ　もの　なれば、事　なき　日　に　當りて、この　心　を　勵まし、事　ある　時　に　備ふ　べき　こと　なり。

第二十課

村上　義光　の　義勇

元弘　の　亂　に、護良　親王、十津川　より　吉野　に　赴く　途中、土人

に　迫られて、
錦旗　を　授けて
過ぎ給ひけり。
村上　義光　は、
親王　に　從ひ
ける　が、この
時　後れ至り、
土人　の、錦旗

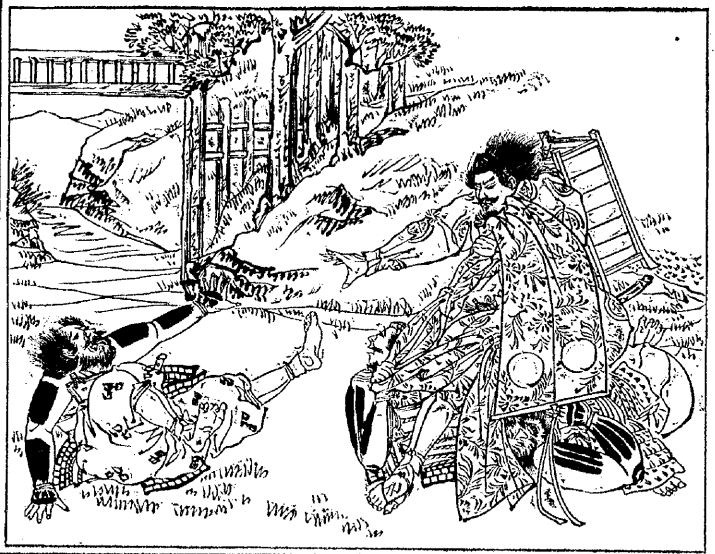

を　荷ひて　還る　を　見て、大　に
怒り、奮鬪して　其　旗　を　奪取りて
親王　に　追付きけり。
其　後、賊　の　大兵、吉野　を　圍む
に　當り、義光　遂　に　支ゆ　べか
らざる　を　悟り、親王　を　脫れし
めん　が　爲め、親王　の　鎧　を
被りて、自ら　親王　と　稱し、城櫓

に登りて、腹を割きて自殺せしかば、賊兵集りて、首を爭ふ間に、親王は、終に免るゝことを得たまへり。

第二十一課　谷村計介の義勇

谷村計介は、日向の人なり。明治五年、歩兵となりて、熊本

鎭臺に入りしが、佐賀の亂起るに及びて、海路より佐賀城に入りけり。

さる程に、賊兵これを攻むる

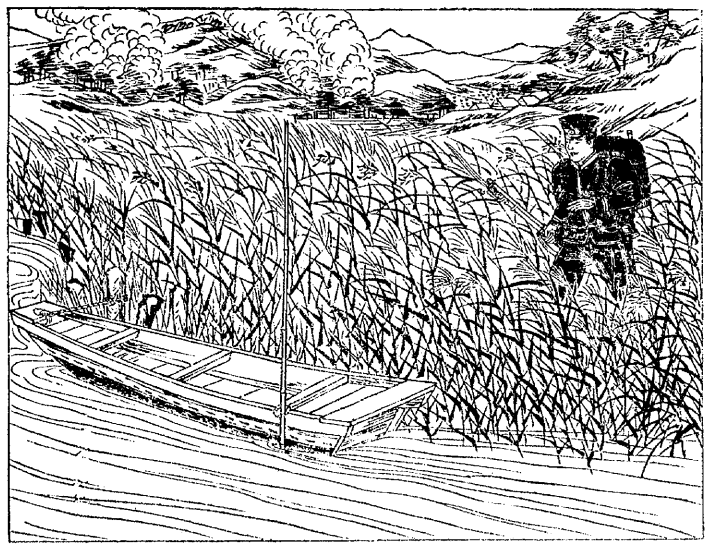

こと急にして、勢支ふべからざるにより、城中の兵、陸路の兵に合せんが爲め、門を開きて突出し、僅に血路を開きて落ち延びたり。

此時、計介進み出でゝいひけるやう、「余、隊に先ちて船を求めん、若し途に賊あらば、

必ず余をうつ故、銃聲を聞かば、全隊は、別の路を取りたまへ。」といひて、單身、河に達し、船を艤して待ちしかば、諸軍恙なく、河を渡ることを得たり。

計介は、其後數度の戰爭に出でゝ、大功を立てしが、

田原坂の合戰に、銃丸に中りて歿したり。今日、靖國神社の境内にある、軍人龜鑑碑は、計介のために立てたるものなり。計介死せりと雖も、其名は、不朽にのこるべし。

第二十二課

女德

夫れ女に四の行あり。一に婦德といふは、智慧才能人にすぐれたるをいふにあらず、心だて正しくして、みさはをまもり、身の行をさまりて、たちゐふるまひ禮法にたがはざるをいふなり。

二に婦言と云ふは、利口辨舌

たりぬる　を　いふ　に　あらず、**言葉**
を　つゝしみて、さがなき　ことを
いはず、いふ　べき　**時**　に　いふ
ばかり　にて、**言葉**　**多**からず、
かしがましと　**人**　に　いとはれざる
やう　に　する　を　いふ　なり。

三に　**婦容**　と　いふ　は、かは　かたち
うるはしき　を　いふ　に　あらず、

あかづきけがれたる　**衣裳**、は　はやく
あらひすゝぎて　いさぎよくし、その
ときく　に　ゆあみ　かみあらふ　こと
を　をこたらずして、**身**　の　けがら
はしからざる　を　いふ　なり。

四に　**婦功**　と　いふ　は、その　わざ
の　たくみ　なる　こと　**人**　に
すぐれたる　を　いふ　に　あらず、

心をいれてとりぬふわざをそこたらず、たはふれわらひて、いたづらにあそばず、家のうちのはからひ怠らざるをいふなり。

尋常小學國民修身篇大尾

明治廿六年三月二十日印刷
明治廿六年三月廿三日出版

著者　赤沼金三郎　東京市本郷區元町二丁目五十番地寄留
發行者　井上蘇吉　東京市神田區錦町三丁目一番地
同　梅原龜七　大坂市東區備後町四丁目十一番地
同　井上弘太郎　東京市下谷區二長町三十二番地
同　酒井清藏　東京市神田區表神保町五番地
印刷者　熊田宜遜　東京市神田區錦町三丁目廿五番地
印刷所　熊田活版所　東京市神田區錦町三丁目廿五番地

版權所有